

広島修道大学大学院人文科学研究科心理学専攻臨床心理学領域の志願者の皆さまへ
公認心理師・臨床心理士をめざす人からよくある質問とそれに対するお答え

Q1. 公認心理師とはどんな資格ですか？

A1. 日本で初めての心理職の国家資格です。

公認心理師とは、2017年9月15日に施行された国家資格です ([厚生労働省のページ](#))。「国家資格」とは、医師、看護師、薬剤師のように国の法律に基づいた資格です。公認心理師は、保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働などいずれの心理臨床分野でも通用する一つの国家資格（2020年6月末日現在で35,285名登録、そのうち広島県登録者数795名）です。

*介護・福祉職の国家資格は、職域ごとに社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の資格があります。

Q2. 臨床心理士とはどんな資格ですか？

A2. 「心の問題に取り組む“心理専門職”の証となる資格」として位置づけられてきました。

臨床心理士とは、[公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会](#)（以下、認定協会）が認定する心理専門職の資格で、1988年より資格の認定が行われてきました。長らく国家資格がありませんでしたので、心理専門職として働くうえで、事実上必須の資格と考えられてきました。これまで最も多くの心理職の人が取得してきた資格（2020年4月1日現在で37,249名認定）です。公認心理師同様、教育、医療、司法、福祉、産業など多岐にわたる活動領域で通用する資格です。

Q3. 広島修道大学でも公認心理師や臨床心理士になれますか？

A3. なれます。

広島修道大学健康科学部心理学科および人文科学研究科心理学専攻では、公認心理師及び臨床心理士の両方の受験資格を得られるカリキュラムがあります。2018年度より受験資格に対応するため、健康科学部心理学科には心理臨床コース、人文科学研究科心理学専攻には臨床心理学領域が設置されています。所定の単位を修得することで、受験資格が得られます。

*公認心理師、臨床心理士それぞれの資格取得方法の詳細については、下記で説明します。

Q4. 現在、広島修道大学人文学部人間関係学科心理学専攻、あるいは健康科学部心理学科に在学している学生も資格を取得できるのですか？

A4. 資格の取得は可能です。

公認心理師資格については、今年度の大学院入試を受験される皆さんは公認心理師法が施行される前に入学していますので、[受験資格の特例で定められた科目](#)（リンク先の「受験資格の特例について②」p6を参照。合計12科目以上相当）を修めている場合に、法附則第2条第1項第3号または同項第4号に該当します。そのため、まずは特例で定められた科目を履修し、単位を修得しているか、もしくは履修中であるかを確認してください。

臨床心理士資格については、在学生の皆さんは今所属の学部学科を卒業し、[認定協会による臨床心理士養成指定大学院または専門職大学院](#)に進学し、修了することで受験資格の取得が可能です。

詳細については、健康科学部心理学科教員にご相談ください。

* 広島修道大学大学院は、日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士養成指定大学院として認められています。

Q5. 他大学の卒業見込み、もしくはすでに卒業している場合、広島修道大学大学院人文科学研究科心理学専攻臨床心理学領域に進学して、資格を取得できるのですか？

A5. 資格の取得は可能です。

A4 の回答と同様で、[受験資格の特例で定められた科目](#)を修めている場合に、法附則第2条第1項第3号または同項第4号に該当します。そのため、まずは特例で定められた科目を履修し、単位を修得しているか、もしくは履修中であるかを確認してください。

※省令で定める科目（公認心理師となるために必要な科目）に該当する科目の認定や履修単位の修得証明については、志願者それぞれの出身大学にお問合せ、ご相談ください。

Q6. 広島修道大学で公認心理師や臨床心理士をめざすことにどのようなメリットがありますか？

A6. 基礎心理学で身につけた知識や技能を基盤に臨床実践力を習得することができます。

広島修道大学は1973年に人文学部に心理学専攻を発足させ、1978年には大学院人文科学研究科心理学専攻に、西日本の大学では広島大学、九州大学に次いで3番目に博士前期課程を、その3年後に博士後期課程を設け、基礎心理学の教育・研究を中心に長い伝統があります。今後は2017年に創設された健康科学部心理学科との一貫した心理学教育により、これまで基礎心理学で培ってきた実験・調査・観察等の技能を基盤とし、さらに臨床心理学を学び、心理専門職としての知識・技能・臨床実践力を身につけられると考えています。

広島修道大学には、学内実習施設として[臨床心理相談センター](#)が設置されています。「乳幼児から高齢者まで地域に開かれた相談の場」をモットーに、地域のみなさまのさまざまなご相談に対応しています。大学院生は、臨床心理相談センターにおいて、公認心理師、臨床心理士の資格をもつ教員の指導を受けながら、研修相談員としてカウンセリングや心理検査等の実習を行い、臨床実践力を習得していきます。

Q7. 社会人入学を希望しているのですが可能ですか？ 夜間クラスはありますか？

A7. 社会人入学試験があります。下記のいずれかに該当し、出願時に4年制の大学またはそれに準ずる機関を卒業後3年以上経た社会人が対象となります。

夜間クラスはありません。授業は基本的に9時～18時に行われます。

- (1) 大学を卒業した人
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国に説いて学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者

※ 詳細については入学試験要項等をご参照ください。

公認心理師の資格取得を目指す大学院進学希望の人へ

公認心理師法が施行されたのが2017年9月15日であり、今年度実施される本学の大学院入試を受験する受験生が、法の施行前に4年制大学に入学した、もしくは4年制大学を卒業したに該当する場合、公認心理師受験資格の特例に該当する可能性があります。

そのため、下記の説明を参考にしながら、本学大学院進学を希望する人は、大学院入試の事前面談（受験に必須）でご相談ください。

- 現在、大学4年在学中の学生（2017年度入学）で省令に定める科目を履修中であり、卒業見込みの大学院進学を志願者：

◇ 下図のEが基本モデルです。Fのルートも可能とされていますが、現在のところ実務経験を認められる施設が全国的に少ないので、このルートでの受験は難しいことが予想されます。

- 公認心理師法施行前に、4年制大学において省令で定める科目を履修して卒業し、今年度大学院入試を希望する人：

◇ 下図のEが基本モデルとなります。

（リンク先の「[受験資格の特例について②](#)」p5を参照。合計6科目以上相当）を修めている場合に、法附則第2条第1項第1号または同項第2号に該当します。）

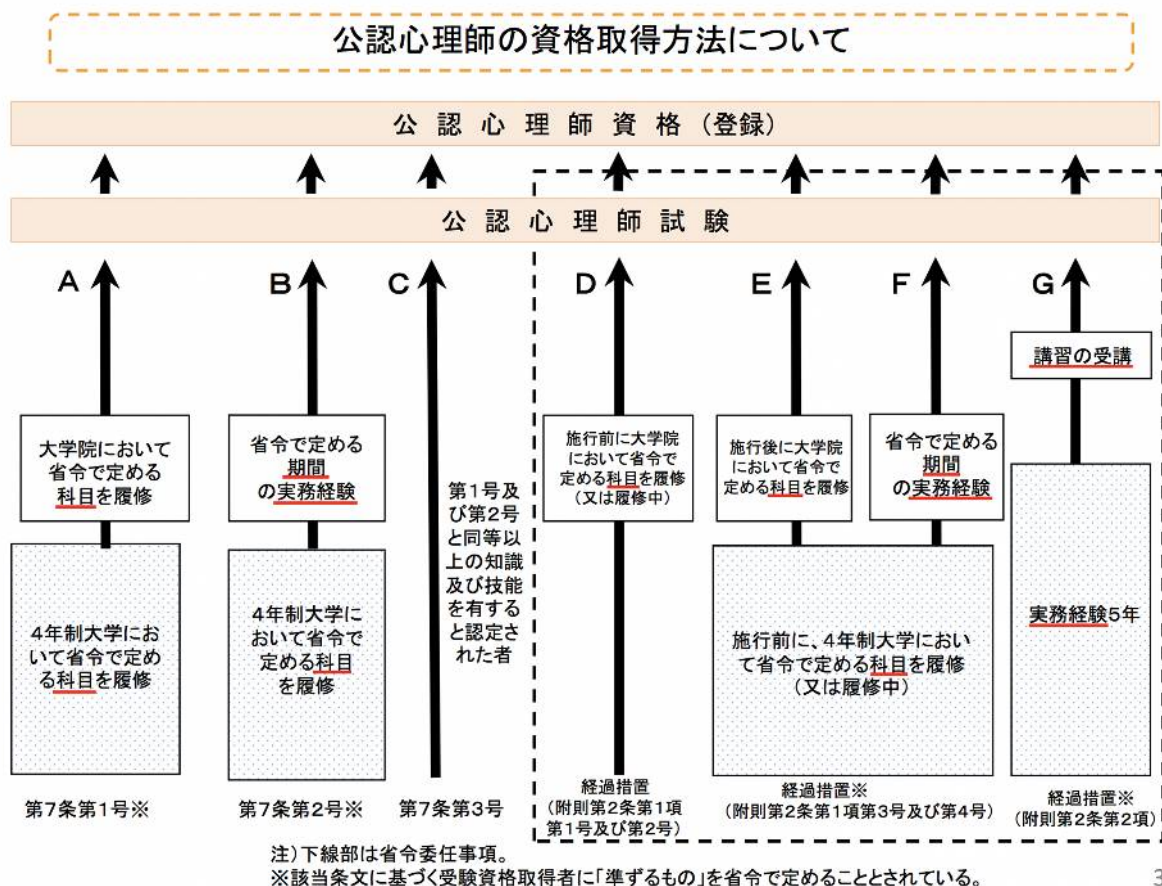


図1. 公認心理師の資格取得方法について「公認心理師のカリキュラム等検討会報告書の概要」p3より

※ 省令で定める科目（公認心理師となるために必要な科目）の履修については、次ページの表を参考にして

ください。①～⑬に該当する科目の認定や履修単位の修得証明については、志願者それぞれの出身大学にお問合せ、ご相談ください。

公認心理師受験資格の特例について

公認心理師法施行日前に大学に入学した場合（2017年度以前の入学生に相当）

①と⑬を除いた23科目をその類似性からⅠ～Ⅴの5つに分類し、それぞれについて定めた科目（合計12科目以上相当）を修めている場合に、法附則第2条第1項第3号又は同項第4号に該当するものとする。

※①及び⑬は、公認心理師特有の科目と考えられ、法施行日において、相当する科目を開講している大学は少ないと想定されるため、修める必要のある科目としない。

法第7条第1号及び第2号の省令で定める科目(経過措置)		
科目区分	科目名	経過措置
	① 公認心理師の職責	—
Ⅰ	② 心理学概論	Ⅰ(②～⑥):心理学基礎科目 →3科目以上相当を修める
	③ 臨床心理学概論	
	④ 心理学研究法	
	⑤ 心理学統計法	
	⑥ 心理学実験	
	⑦ 知覚・認知心理学	
⑧ 学習・言語心理学		
⑨ 感情・人格心理学		
⑩ 神経・生理心理学		
⑪ 社会・集団・家族心理学		
⑫ 発達心理学		
Ⅲ	⑬ 障害者・障害児心理学	Ⅲ(⑭、⑮、⑳及び㉑):心理状態の観察及び分析ならびに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての基本的理論及び実践に関する科目 →2科目以上相当を修める
	⑭ 心理的アセスメント	
	⑮ 心理学的支援法	
	⑯ 心理演習	
Ⅳ	⑰ 心理実習	Ⅳ(⑰～㉒):主な職域における心理学に関する科目 →2科目以上相当を修める(ただし、⑰を心理学関連科目(Ⅴ)として修める場合、主な職域における心理学に関する科目(Ⅳ)として⑰～㉒から2科目以上を修める)
	⑱ 健康・医療心理学	
	⑲ 福祉心理学	
	⑳ 教育・学校心理学	
	㉑ 司法・犯罪心理学	
Ⅴ	㉒ 産業・組織心理学	Ⅴ(㉓、㉔):心理学関連科目 →1科目以上相当を修める
	㉓ 人体の構造と機能及び疾病	
	㉔ 健康・医療心理学	
	㉕ 精神疾患とその治療	
	㉖ 関係行政論	—

臨床心理士の資格取得を目指す大学院進学希望の人へ

(公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会ウェブサイト「臨床心理士になるには」より)

〈主な受験資格〉

- 指定大学院（1種・2種）を修了し、所定の条件を充足している者
- 臨床心理士養成に関する専門職大学院を修了した者
- 諸外国で指定大学院と同等以上の教育歴があり、修了後の日本国内における心理臨床経験2年以上を有する者
- 医師免許取得者で、取得後、心理臨床経験2年以上を有する者 など